

- [illegible]

一、相关新法令、新政策

● 反价格垄断规定

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】国家发展和改革委员会令第7号

【发布日期】2010-12-29

【实施日期】2011-02-01

【内容提要】该规定对价格垄断协议、滥用市场支配地位和滥用行政权力排除限制竞争等三类价格垄断行为的表现形式和法律责任作了规定。具体分析和介绍，请参见本期最后一篇新信息“《反价格垄断规定》简析”。

【法令全文】

国家发展和改革委员会令 第7号

根据《中华人民共和国反垄断法》，特制定《反价格垄断规定》，经国家发展和改革委员会主任办公会议讨论通过，现予公布，自2011年2月1日起施行。

国家发展和改革委员会主任：张平
二〇一〇年十二月二十九日

反价格垄断规定

第一条 为了预防和制止价格垄断行为，保护市场公平竞争，维护消费者利益和社会公共利益，根据《中华人民共和国反垄断法》（以下简称反垄断法），制定本规定。

第二条 中华人民共和国境内经济活动中的价格垄断行为，适用本规定；中华人民共和国境外的价格垄断行为，对境内市场竞争产生排除、限制影响的，适用本规定。

第三条 本规定所称价格垄断行为包括：

- （一）经营者达成价格垄断协议；
- （二）具有市场支配地位的经营者使用价格手段，排除、限制竞争。

行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力，在价格方面排除、限制竞争的行为，适用本规定。

第四条 国有经济占控制地位的关系国民经济命脉和国家安全的行业以及依法实行专营专卖的行业，国家对其经营者的合法经营活动予以保护，并对经营者的经营行为及其商品和服务的价格依法实施监管和调控，维护消费者利益，促进技术进步。

一、関連する新法令、新政策

● 価格独占禁止に関する規定

【発布機関】国家発展改革委員会

【発布番号】国家発展改革委員会令第7号

【発布日】2010-12-29

【施行日】2011-02-01

【コメント】本規定は、価格独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力を濫用し競争を排除し、制限することの3通りの価格独占行為の表現形式及び法的責任について規定を行っている。具体的な分析及び紹介は、本期最後の新情報「『価格独占禁止に関する規定』の簡潔な分析」を参照されたい。

【法令全文】

国家発展改革委員会令 第7号

「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、「価格独占禁止に関する規定」を制定し、国家発展改革委员会主任弁公會議にて討議の上可決し、ここに公布し、2011年2月1日から施行する。

国家発展改革委员会主任：張平
二〇一〇年十二月二十九日

価格独占禁止に関する規定

第一条 価格独占行為を未然に防止し、阻止し、市場の公平な競争を保護し、消費者の利益と社会の公共の利益を守るため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下独禁法という）に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の経済活動における価格独占行為には、本規定を適用する。中華人民共和国国外の価格独占行為が、国内の市場競争を排除し、制限する影響をもたらす場合、本規定を適用する。

第三条 本規定にいう価格独占行為には以下のものを含む。

- （一）事業者が価格独占協定を締結すること。
- （二）市場支配的地位のある事業者が価格という手段を用いて、競争を排除し、制限すること。

行政機関及び法律、法規が権限を付与する公共業務を管理する職能をもつ組織が行政権力を濫用し、価格において競争を排除し、制限する行為には、本規定を適用する。

第四条 国有経済の統制的地位を占める、国民経済の命脈及び国家の安全に係る業種及び法に照らして専売を実施する業種について、国はその事業者の適法な経営活動を守り、且つ事業者の経営行為並びにその商品及び役務の価格に対し、法に照らし監督管理及び調整を実施し、消費者の利益を守り、技術の進

前款规定行业的经营者应当依法经营，诚实守信，严格自律，接受社会公众的监督，不得利用其控制地位或者专营专卖地位损害消费者利益。

第五条 本规定所称价格垄断协议，是指在价格方面排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为。

第六条 认定其他协同行为，应当依据下列因素：

- (一) 经营者的价格行为具有一致性；
- (二) 经营者进行过意思联络；

认定协同行为还应考虑市场结构和市场变化等情况。

第七条 禁止具有竞争关系的经营者达成下列价格垄断协议：

- (一) 固定或者变更商品和服务（以下统称商品）的价格水平；
- (二) 固定或者变更价格变动幅度；
- (三) 固定或者变更对价格有影响的手续费、折扣或者其他费用；
- (四) 使用约定的价格作为与第三方交易的基础；
- (五) 约定采用据以计算价格的标准公式；
- (六) 约定未经参加协议的其他经营者同意不得变更价格；
- (七) 通过其他方式变相固定或者变更价格；
- (八) 国务院价格主管部门认定的其他价格垄断协议。

第八条 禁止经营者与交易相对人达成下列价格垄断协议：

- (一) 固定向第三人转售商品的价格；
- (二) 限定向第三人转售商品的最低价格；
- (三) 国务院价格主管部门认定的其他价格垄断协议。

第九条 禁止行业协会从事下列行为：

- (一) 制定排除、限制价格竞争的规则、决定、通知等；
- (二) 组织经营者达成本规定所禁止的价格垄断协议；
- (三) 组织经营者达成或者实施价格垄断协议的其他行为。

第十条 经营者能够证明所达成的协议符合反垄断法第十五条规定的，不适用本规定第七条、第八条的规定。

步を促進する。

前項に定める業種の事業者は法に照らして経営を行い、誠実且つ信用を重んじ、自己の行為を厳格に規制し、社会公衆の監督を受入れ、その支配的地位又は専売地位を利用し消費者の利益を損なってはならない。

第五条 本規定にいう価格独占協定とは、価格において競争を排除し、制限する合意、決定又はその他協調行為をいう。

第六条 その他協調行為の認定は、次に掲げる要素に依拠するものとする。

- (一) 事業者の価格行為に一致性があること。
- (二) 事業者が意思の連絡を行ったことがあること。

協調行為の認定においては、市場構造及び市場変化等の状況も考慮しなければならない。

第七条 競争関係を有する事業者が次に掲げる価格独占協定を締結することを禁止する。

- (一) 商品及び役務（以下商品と総称する）の価格水準を維持し、又は変更すること。
- (二) 価格変動の幅を維持し又は変更すること。
- (三) 価格に影響する手数料、割引又はその他費用を維持し又は変更すること。
- (四) 約定した価格を第三者との取引の基礎として使用すること。
- (五) 価格を計算するための標準公式の採用を約定すること。
- (六) 協定に参加していないその他事業者の同意を得ない限り価格を変更してはならないことを約定すること。
- (七) その他方式を通じて価格を実質的に維持し又は変更すること。
- (八) 国务院価格主管部門が認定するその他価格独占協定。

第八条 事業者が取引相手と以下の価格独占協定を締結することを禁止する。

- (一) 第三者に商品を再販する価格を維持すること。
- (二) 第三者に商品を再販する最低価格を限定すること。
- (三) 国务院価格主管部門が認定するその他価格独占協定。

第九条 業種協会が以下の行為を行うことを禁止する。

- (一) 価格競争を排除し、制限する規則、決定、通知等を制定すること。
- (二) 事業者に本規定にて禁止する価格独占協定を締結させること。
- (三) 事業者に価格独占協定を締結し又は実施するその他の行為を行わせること。

第十条 事業者が締結した協定が独禁法第十五条の規定に適合することを証明できる場合、本規定第七条、第八条の規定は適用しない。

第十一条 具有市场支配地位的经营者不得以不公平的高价销售商品或者以不公平的低价购买商品。

认定“不公平的高价”和“不公平的低价”，应当考虑下列因素：

- （一）销售价格或者购买价格是否明显高于或者低于其他经营者销售或者购买同种商品的价格；
- （二）在成本基本稳定的情况下，是否超过正常幅度提高销售价格或者降低购买价格；
- （三）销售商品的提价幅度是否明显高于成本增长幅度，或者购买商品的降价幅度是否明显高于交易相对人成本降低幅度；
- （四）需要考虑的其他相关因素。

第十二条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得以低于成本的价格销售商品。

本条所称“正当理由”包括：

- （一）降价处理鲜活商品、季节性商品、有效期即将到期的商品和积压商品的；
- （二）因清偿债务、转产、歇业降价销售商品的；
- （三）为推广新产品进行促销的；
- （四）能够证明行为具有正当性的其他理由。

第十三条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得通过设定过高的销售价格或者过低的购买价格，变相拒绝与交易相对人进行交易。

本条所称“正当理由”包括：

- （一）交易相对人有严重的不良信用记录，或者出现经营状况持续恶化等情况，可能会给交易安全造成较大风险的；
- （二）交易相对人能够以合理的价格向其他经营者购买同种商品、替代商品，或者能够以合理的价格向其他经营者出售商品的；
- （三）能够证明行为具有正当性的其他理由。

第十四条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得通过价格折扣等手段限定交易相对人只能与其进行交易或者只能与其指定的经营者进行交易。

本条所称“正当理由”包括：

- （一）为了保证产品质量和安全的；
- （二）为了维护品牌形象或者提高服务水平的；
- （三）能够显著降低成本、提高效率，并且能够使消费者分享由此产生的利益的；
- （四）能够证明行为具有正当性的其他理由。

第十一条 市場支配的地位を有する事業者は、不公平な高値により商品を販売し又は不公平な安値により商品を購入してはならない。

「不公平な高値」及び「不公平な安値」と認定するには、以下の要素を考慮しなければならない。

- （一）販売価格又は購入価格が、明らかにその他事業者による同種商品の販売よりも高く又は購入価格よりも低くないかどうか。
- （二）原価が基本的に安定している状況において、正常な幅を超えて販売価格を引き上げ又は購入価格を引き下げていないかどうか。
- （三）販売商品の値上幅が原価の値上幅よりも明らかに大きくないかどうか、又は購入商品の値下幅が取引相手の原価の値下幅よりも明らかに大きくないかどうか。
- （四）考慮すべきその他関係要素。

第十二条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、原価を下回る価格にて商品を販売してはならない。

本条にいう「正当な理由」には以下が含まれる。

- （一）生鮮商品、季節性商品、有効期限がまもなく到来する商品及び在庫商品を値下げ処理すること。
- （二）債務弁済、生産品目の変更、事業休止により値下げして商品を販売すること。
- （三）新製品の普及のため販売促進すること。
- （四）その行為に正当性があることを証明できるその理由。

第十三条 市場の支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、高すぎる販売価格又は低すぎる購入価格を設定することにより、取引相手との取引を実質的に拒否してはならない。

本条にいう「正当な理由」には以下が含まれる。

- （一）取引相手に深刻な信用不良記録があり、又は経営状況が継続して悪化する等の状況が生じ、取引の安全に高いリスクをもたらすおそれがあること。
- （二）取引相手が合理的な価格によりその他事業者から同品目の商品を購入し、商品を代替することができ、又は合理的な価格によりその他事業者から商品を購入できること。
- （三）その行為に正当性があることを証明できるその理由。

第十四条 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なく、価格割引等の手段を通じて取引相手が自己としか取引できず又は自己の指定する事業者としか取引できないよう限定してはならない。

本条にいう「正当な理由」には以下が含まれる。

- （一）製品の品質及び安全を保証するためであること。
- （二）ブランドイメージを守り又はサービス水準を向上させるためであること。
- （三）原価を著しく引下げ、効率を上げることができ、且つ消費者がこれにより生じる利益を分かち合うことができること。
- （四）その行為に正当性があることを証明できるその理由。

第十五条 具有市场支配地位的经营者不得在交易时在价格之外附加不合理的费用。

第十六条 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得对条件相同的交易相对人在交易价格上实行差别待遇。

第十七条 本规定所称市场支配地位，是指经营者在相关市场内具有能够控制商品价格、数量或者其他交易条件，或者能够阻碍、影响其他经营者进入相关市场能力的市场地位。

其他交易条件，是指除商品价格、数量之外能够对市场交易产生实质影响的其他因素，包括商品等级、付款条件、交付方式、售后服务、交易选择权和技术约束条件等。

阻碍、影响其他经营者进入相关市场，是指排除、延缓其他经营者进入相关市场，或者导致其他经营者虽能够进入该相关市场但进入成本大幅度提高，无法与现有经营者开展有效竞争等。

第十八条 认定经营者具有市场支配地位，应当在界定相关市场的基础上，依据下列因素：

- （一）该经营者在相关市场的市场份额，以及相关市场的竞争状况；
- （二）该经营者控制销售市场或者原材料采购市场的能力；
- （三）该经营者的财力和技术条件；
- （四）其他经营者对该经营者在交易上的依赖程度；
- （五）其他经营者进入相关市场的难易程度；
- （六）与认定该经营者市场支配地位有关的其他因素。

第十九条 有下列情形之一的，可以推定经营者具有市场支配地位：

- （一）一个经营者在相关市场的市场份额达到二分之一的；
- （二）两个经营者在相关市场的市场份额合计达到三分之二的；
- （三）三个经营者在相关市场的市场份额合计达到四分之三的。

有前款第二项、第三项规定的情形，其中有的经营者市场份额不足十分之一的，不应当推定该经营者具有市场支配地位。

被推定具有市场支配地位的经营者，有证据证明不具有市场支配地位的，不应当认定其具有市场支配地位。

他理由。

第十五条 市場支配的地位を有する事業者は、取引時に価格のほかに不合理な費用を追加してはならない。

第十六条 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格において差別的待遇を行ってはならない。

第十七条 本規定にいう市場支配的地位とは、事業者が関係市場において商品価格、数量又はその他取引条件を統制することができ、又はその他事業者が関係市場に参入することを阻止し、影響を与えることのできる市場地位をいう。

その他取引条件とは、商品価格、数量のほかに、市場取引に対し実質的な影響をもたらすことのできるその他要素をいい、商品等級、支払い条件、納入方式、アフターサービス、取引選択権及び技術拘束条件等を含む。

その他事業者が関係市場に参入することを阻止し、影響を与えるとは、その他事業者が関係市場に参入することを排除し、引き延ばし、又はその他事業者が当該関係市場に参入することはできるが、参入コストが大幅に上がり、現有の事業者と有効な競争などを行うことができなくさせることをいう。

第十八条 事業者の市場支配的地位を有することの認定においては、関係市場の画定のもと、以下の要素に依拠しなければならない。

- （一）当該事業者の関係市場における市場シェア、及び関係市場の競争状況。
- （二）当該事業者の販売市場又は原材料仕入市場を統制する能力。
- （三）当該事業者の財力及び技術条件。
- （四）その他事業者の当該事業者の取引における依存度。
- （五）その他事業者の関係市場参入の難度。
- （六）当該事業者の市場支配地位の認定に関係するその他要素。

第十九条 次の状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場支配的地位を有すると推定することができる。

- （一）1 事業者の関係市場における市場シェアが 2 分の 1 に達したとき。
- （二）2 事業者の関係市場における市場シェアの合計が 3 分の 2 に達したとき。
- （三）3 事業者の関係市場における市場シェアの合計が 4 分の 3 に達したとき。

前項の第二号、第三号に定める状況に該当し、そのうちのある事業者の市場シェアが 10 分の 1 に満たない場合、当該事業者は市場支配的地位を有するとは推定してはならない。

市場支配的地位を有すると推定された事業者に、市場支配的地位をもたないことを証明する証拠がある

第二十条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，实施下列行为，妨碍商品的自由流通：

- （一）对外地商品设定歧视性收费项目；
- （二）对外地商品实行歧视性收费标准；
- （三）对外地商品规定歧视性价格；
- （四）妨碍商品自由流通的其他规定价格或者收费的行为。

第二十一条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，强制经营者从事本规定禁止的各类价格垄断行为。

第二十二条 行政机关不得滥用行政权力，制定含有排除、限制价格竞争内容的规定。

第二十三条 经营者有本规定所列价格垄断行为的，由国务院价格主管部门和经授权的省、自治区、直辖市人民政府价格主管部门依据反垄断法第四十六条、第四十七条和第四十九条的规定予以处罚。

行业协会违反本规定，组织本行业的经营者达成价格垄断协议的，依照反垄断法第四十六条和第四十九条的规定予以处罚。

第二十四条 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织有本规定所列滥用行政权力，实施排除、限制竞争行为的，依照反垄断法第五十一条的规定处理。

第二十五条 对政府价格主管部门依法实施的调查，拒绝提供有关材料、信息，或者提供虚假材料、信息，或者隐匿、销毁、转移证据，或者有其他拒绝、阻碍调查行为的，依照反垄断法第五十二条的规定予以处罚。

第二十六条 经营者依照有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权的行为，不适用本规定；但是，经营者滥用知识产权，排除、限制竞争的价格垄断行为，适用本规定。

第二十七条 农业生产者及农村经济组织在农产品生产、加工、销售、运输、储存等经营活动中实施的联合或者协同行为，不适用本规定。

第二十八条 本规定由国家发展和改革委员会负责解释。

場合、その事業者が市場支配的地位をもつと認定してはならない。

第二十条 行政機関と法律、法規にて権限を付与される公共業務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、以下の行為を行い、商品の自由な流通を妨げてはならない。

- （一）外地の商品に対し、差別的費用徴収項目を設定すること。
- （二）外地の商品に対し、差別的費用徴収基準を実施すること。
- （三）外地の商品に対し、差別的価格を定めること。
- （四）商品の自由な流通を妨げる価格又は費用徴収を定めるその他行為。

第二十一条 行政機関と法律、法規にて権限を付与される公共業務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、事業者に対し、本規定が禁止する各種価格独占行為を行うよう強制してはならない。

第二十二条 行政機関は行政権力を濫用し、価格競争を排除し、制限する内容の規定を制定してはならない。

第二十三条 事業者が本規定にいう価格独占行為がある場合、国务院価格主管部門及び権限を付与された省、自治区、直辖市人民政府価格主管部門が、独禁法第四十六条、第四十七条及び第四十九条の規定に依拠し処罰する。

業種協会が本規定に違反し、本業種の事業者が価格独占協定を締結させた場合、独禁法第四十六条及び第四十九条の規定に依拠し処罰する。

第二十四条 行政機関と法律、法規にて権限を付与される公共業務を管理する職能を有する組織に本規定にいう行政権力の濫用があり、競争行為を排除し、制限した場合、独禁法第五十一条の規定に依拠し処理する。

第二十五条 政府価格主管部門が法に依拠して実施する調査に対し、関係資料、情報の提供を拒否し、又は虚偽の資料、情報を提供し、又は証拠を隠匿し、廃棄処分し、移転させ、又は調査を拒否し、妨げる行為があった場合、独禁法第五十二条の規定に依拠し処罰する。

第二十六条 事業者が知的財産権に関係する法律、行政法規の規定に依拠し、知的財産権を行使する行為には、本規定は適用しないが、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する価格独占行為には、本規定を適用する。

第二十七条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、運輸、保管等の経営活動において実施する共同又は協調行為には、本規定は適用しない。

第二十八条 本規定は国家発展改革委員会が解釈の責を負う。

第二十九条 本规定自 2011 年 2 月 1 日起施行。2003 年 6 月 18 日国家发展和改革委员会发布的《制止价格垄断行为暂行规定》同时废止。

【备注】您也可以点击以下网址，查看《反价格垄断规定》的官方原文：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777969.htm

● 反价格垄断行政执法程序规定

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】国家发展和改革委员会令第 8 号

【发布日期】2010-12-29

【实施日期】2011-02-01

【内容提要】该规定属于程序性规定，规范价格主管部门自身的行为，对举报受理、调查措施、依法处理、中止或终止调查、宽大政策等程序制度，以及价格主管部门的责任作了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777998.htm

● 工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第 53 号

【发布日期】2010-12-31

【实施日期】2011-02-01

【内容提要】该规定内容包括：

- 对垄断协议的概念和表现形式作了细化规定；
- 对行业协会组织本行业的经营 者达成垄断协议的方式作了细化规定；
- 明确规定由国家工商总局负责认定除价格垄断协议之外的其他横向垄断协议和纵向垄断协议；
- 对垄断协议宽大制度中重要证据的含义和范围、工商部门实施减轻或者免除处罚的原则和具体办法等作了细化规定；
- 对有关决定垄断协议豁免的机关作了明确规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779945.htm

答记者问

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/fld/201101/t20110107_103373.html

第二十九条 本規定は、2011 年 2 月 1 日から施行する。2003 年 6 月 18 日に国家發展改革委員會が公布した「價格独占行為を阻止する暫定規定」は同時に廃止する。

【備考】「價格独占禁止に関する規定」の原文のオフィシャルサイトをご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777969.htm

● 價格独占禁止行政法令執行手順の規定

【発布機関】国家發展改革委員會

【発布番号】国家發展改革委員會令第 8 号

【発布日】2010-12-29

【施行日】2011-02-01

【コメント】本規定は手順に関する規定であり、價格主管部門自身の行為を規範化し、通報の受理、調査措置、調査の法に依拠した処理、調査の中止又は終了、寛大な政策等の手順制度、及び價格主管部門の責任について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777998.htm

● 工商行政管理機關独占協定行為禁止に関する規定

【発布機関】国家工商行政管理總局

【発布番号】国家工商行政管理總局令第 53 号

【発布日】2010-12-31

【施行日】2011-02-01

【コメント】本規定には以下の内容が含まれる。

- 独占協定の概念及び表現形式について細分化された規定を行った。
- 業種組織が本業種の事業者に独占協定を締結させる方式について細分化された規定を行った。
- 国家工商總局は、價格独占協定以外に水平的独占協定及び垂直的独占協定の認定をつかさどる。
- 独占協定寛大制度における重要な証拠の定義及び範囲、工商部門が処罰の軽減又は免除を実施する原則及び具体的方法等について細分化された規定を行った。
- 独占協定の免除を決定する機関について明確な規定を行った。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

工商行政管理機關独占協定行為禁止に関する規定

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779945.htm

記者による質問に対する回答

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/fld/201101/t20110107_103373.html

● 工商行政管理机关禁止滥用市场支配地位行为的规定

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 54 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-02-01
【内容提要】该规定内容包括：
▪ 对市场支配地位的概念、如何认定市场支配地位以及市场支配地位的推定与反证制度作了细化规定；
▪ 对滥用市场支配地位的具体表现形式作了细化规定；
▪ 对认定正当理由需要考虑的因素予以明确。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779980.htm

● 工商行政管理機關の市場支配的地位行為の濫用を禁止する規定

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 54 号
【発布日】2010-12-31
【施行日】2011-02-01
【コメント】本規定には以下の内容が含まれる。
▪ 市場支配的地位の概念、市場支配的地位を如何に認定するか及び市場支配的地位の推定及び反証制度について細分化された規定を行った。
▪ 市場支配的地位の濫用の具体的な表現形式について細分化された規定を行った。
▪ 正当な理由の認定について考慮しなければならない要素を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779980.htm

● 工商行政管理机关制止滥用行政权力排除、限制竞争行为的规定

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 55 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-02-01
【内容提要】该规定对行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力，实施的排除、限制竞争行为的表现形式作了细化规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1780003.htm

● 行政權力を濫用し競争を排除し、制限する行為についての工商行政管理機關による規定

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 55 号
【発布日】2010-12-31
【施行日】2011-02-01
【コメント】本規定は、行政機関及び法律、法規が権限を付与する公共業務を管理する職能をもつ組織が行政權力を濫用し、競争を排除し、制限する行為の表現形式について、細分化された規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1780003.htm

● 工伤认定办法

【发布单位】人力资源和社会保障部
【发布文号】人力资源和社会保障部令第 8 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-01-01
【出台背景】人力资源和社会保障部根据修改后的《工伤保险条例》，对《工伤认定办法》的有关内容进行了相应修改。原《工伤认定办法》同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1780156.htm

● 労災認定弁法

【発布機関】人的資源及び社会保障部
【発布番号】人的資源及び社会保障部令第 8 号
【発布日】2010-12-31
【施行日】2011-01-01
【発布の背景】人的資源及び社会保障部は、改正後の「[労災保険条例](#)」に基づき、「労災認定弁法」の關係する内容を相応に改正し、もとの「労災認定弁法」は同時に廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1780156.htm

● 非法用工单位伤亡人员一次性赔偿办法

【发布单位】人力资源和社会保障部
【发布文号】人力资源和社会保障部令第 9 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-01-01
【出台背景】人力资源和社会保障部根据修改后的《工伤保险条例》，对《非法用工单位伤亡人员一次性赔偿办法》的有关内容进行了相应修改。原《非法用工单位伤亡人员一次性赔偿办法》同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/05/content_1778336.htm

● 不法雇用組織の人員死傷における一回限りの賠償弁法

【発布機関】人的資源及び社会保障部
【発布番号】人的資源及び社会保障部令第 9 号
【発 布 日】2010-12-31
【施 行 日】2011-01-01
【発布の背景】人的資源及び社会保障部は、改正後の「労災保険条例」に基づき、「不法雇用組織の人員死傷における一回限りの賠償弁法」の關係内容を相応に改正し、もとの「不法雇用組織の人員死傷における一回限りの賠償弁法」は同時に廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/05/content_1778336.htm

● 2011 年进口许可证管理货物分级发证目录

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2010 年第 110 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107351881.html>

● 2011 年輸入許可証管理貨物等級別証書発行目録

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2010 年第 110 号
【発 布 日】2010-12-31
【施 行 日】2011-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107351881.html>

● 2011 年出口许可证管理货物分级发证目录

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2010 年第 111 号
【发布日期】2010-12-31
【实施日期】2011-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107351900.html>

● 2011 年輸出許可証管理貨物等級別証書発行目録

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2010 年第 111 号
【発 布 日】2010-12-31
【施 行 日】2011-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107351900.html>

● 两用物项和技术进出口许可证管理目录

【发布单位】商务部、海关总署
【发布文号】商务部、海关总署公告 2010 年第 105 号
【发布日期】2010-12-30
【实施日期】2011-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207344827.html>

● 軍民両用物資及び技術の輸出入許可証管理目録

【発布機関】商務部、税関総署
【発布番号】商務部、税関総署公告 2010 年第 105 号
【発 布 日】2010-12-30
【施 行 日】2011-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201012/20101207344827.html>

● 关于实施货物贸易出口收入存放境外管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发〔2010〕67号
 【发布日期】2010-12-27
 【内容提要】该通知发布了《货物贸易出口收入存放境外管理暂行办法》及其《操作规程》，自2011年01月01日起在全国范围内实施。

开户 登记 制度	境内企业符合“具有出口收入来源且在境外有实际支付需求、近两年内未违反外汇管理规定”等条件的，均可向所在地外汇局提出申请。
规模 管理	境内企业出口收入存放境外的规模，由境内企业根据实际需求向所在地外汇局提出，外汇局进行登记备案。
事后 报告 制度	简化出口核销、联网核查等业务操作，实行企业事后报告制度。
非现 场监 测	对境内企业境外账户收支实施非现场监测，对异常情况实施现场核查。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,39&id=4

● 貨物貿易輸出収入の国外保管管理実施の關係事項についての通知

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯発〔2010〕67号
 【発布日】2010-12-27
 【コメント】本通知は、「貨物貿易輸出収入の国外保管管理暫定弁法」及びその「操作規程」を公布し、2011年1月1日から全国範圍で実施する。本弁法の主な内容は以下の通りである。

口座 開設 登記 制度	国内企業が「輸出収入源があり且つ国外にて実際に支払いを行うニーズがあり、直近2年以内に外貨管理規定に違反していない」等の条件に適合する場合、いずれも所在地外貨管理局に申請を行うことができる。
規模 管理	国内企業の輸出収入の国外保管規模は、国内企業が実際のニーズに基づき、所在地外貨管理局に提出し、外貨管理局にて登記届出を行う。
事後 報告 制度	輸出時の照合抹消手続、オンライン照合等の業務操作を簡素化し、企業の事後報告制度を実施する。
オフ サイ トモ ニタ リン グ	国内企業の国外口座収支についてオフサイトモニタリングを実施し、異常な状況については現場検査を実施する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,39&id=4

● 关于《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》有关事项的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告2010年第93号
 【发布日期】2010-12-31
 【实施日期】2010-12-31
 【内容提要】为确保修改后的《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》顺利实施，该公告就有关事项进行了规定：

- 加工贸易货物抵押问题；
- 加工贸易货物分开管理和存放场所问题；
- 外发加工问题；
- 经营企业的注册登记问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info279652.htm>

● 「中華人民共和國税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」關係事項についての公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告2010年第93号
 【発布日】2010-12-31
 【施行日】2010-12-31
 【コメント】修正後の「中華人民共和國税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」が円滑に実施されるよう、本公告は關係事項について規定を行っている。

- 加工貿易貨物抵当權設定について
- 加工貿易貨物区分管理及び保管場所について
- 外注加工について
- 經營企業の登録登記について

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info279652.htm>

● 关于废止和宣布失效的规范性文件目录

【发布单位】商务部
 【发布文号】商务部公告2010年第109号
 【发布日期】2010-12-30
 【内容提要】商务部决定废止规范性文件19件、宣布失效36件。其中包括：

● 廃止及び失効を宣告する規範性文書目録

【発布機関】商務部
 【発布番号】商務部公告2010年第109号
 【発布日】2010-12-30
 【コメント】商務部は、規範性文書19件の廃止と、36件の失効宣告を決定した。主に以下のものが含まれる。

文件名称	发布文号
商务领域品牌评定与保护办法（试行）	商法发〔2006〕703号
公布加工贸易禁止类目录修订增补有关事项	商务部、海关总署公告 2008 年第 22 号

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107349438.html>

- 关于审理非法集资刑事案件具体应用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2010〕18号

【发布日期】2010-12-13

【实施日期】2011-01-04

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/05/content_20993.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 2011 年调整外贸结构三个工作重点

据悉，2011 年商务部调整外贸结构三个工作重点如下：

进一步调整加工贸易政策	■ 将要出台《促进加工贸易转型升级指导意见》： ➢ 鼓励加工贸易向产业链高端延伸（如：设计、研发、销售等）； ➢ 鼓励加工贸易逐步向中西部转移； ➢ 鼓励加工贸易增量向海关特殊监管区域集中； （目前，海关特殊监管区域有六种模式：保税区、出口加工区、保税物流园区、跨境工业园区、保税港区、综合保税区。） ➢ 注重节能环保，严格控制“两高一资”（高耗能、高污染和资源性）。 ■ 正在研究对加工贸易特定产品的出口转内销专项政策。

文書名称	発布番号
商務分野ブランド評定及び保護弁法（試行）	商法発[2006]703号
加工貿易禁止類目錄修正追加を公布することについて	商務部、税関総署公告 2008 年第 22 号

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107349438.html>

- 不法資金収集刑事案件の審理において法律を具体的に应用する若干事項についての解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2010]18号

【発布日】2010-12-13

【施行日】2011-01-04

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/05/content_20993.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 2011 年に対外貿易構造の 3 つの作業重点を調整する

情報筋によると、2011 年に商务部は対外貿易構造の 3 つの作業重点を以下の通り調整する。

加工貿易政策を一層調整する	■ 「加工貿易モデルチェンジグレードアップを促進することの指導意見」を公布する。 ➢ 加工貿易が産業チェーンのハイエンド部分に延びよう奨励する（たとえば、設計、R&D、販売等）。 ➢ 加工貿易が徐々に中西部に移行しよう奨励する。 ➢ 加工貿易が税関特殊監督管理区域に集中して増えるよう奨励する。 （現在、税関特殊監督管理区域には 6 種類のモデルがあり、それぞれ、保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業園区、保税港区、総合保税区である。） ➢ 省エネ環境保全を重視し、「二高一資」（エネルギー消費量が多く、高汚染且つ資源消費型）を厳格に制御する。 ■ 加工貿易特定製品の輸出から内販に転向する個別政策を検討中である。

扩大进口	- 采取进口贴息、进口信用保险等措施，提高先进技术和关键零部件的进口比重； - 拓宽粮棉等大宗商品的进口渠道，特别要扩大消费品进口； - 进一步扩大医疗设备、节能环保产品的进口； - 扩大从自由贸易区成员的进口，扩大从对中国贸易利差比较大的国家的进口，扩大从最不发达国家的进口。
大力发展服务贸易	- 推进计算机和信息服务、金融、保险等新兴的资本技术密集型服务贸易的出口； - 进一步研究财税等支持政策，加大发展服务贸易的资金投入； - 促进服务贸易出口（包括：培育出口主体、建立中介组织、加强人才培养、搭建促进平台等）。

（摘自《经济观察报》；2011 年 01 月 05 日发布）

輸入を拡大する	- 輸入補助、輸入信用保険等の措置を講じ、先端技術設備と肝心部品の輸入比重を引き上げる。 - 食糧・綿等の大口商品の輸入ルートを広げ、とりわけ消費物の輸入を拡大する。 - 医療設備、省エネ環境保護製品の輸入を一層拡大する。 - 自由貿易区メンバーからの輸入を拡大し、中国との貿易利鞘が大きい国からの輸入を拡大し、最後進国からの輸入を拡大する。
サービス貿易の発展に重点を置く	- コンピューター及び情報サービス、金融、保険等の新興の資本技術集約型サービス貿易の輸出を推進する。 - 財政租税等の支援政策を一層検討し、サービス貿易を発展させる資金投入を強化する。 - サービス貿易の輸出を促進する（輸出主体の育成、仲介組織の構築、人材育成の強化、促進プラットフォームの構築等を含む）。

（2011 年 1 月 5 日付の「経済観察報」より抜粋）

● 《反价格垄断规定》简析

作为负责查处价格垄断行为的反垄断执法机构¹，国家发展和改革委员会（以下简称“国家发改委”）于 2010 年 12 月 29 日发布了《反价格垄断规定》（2011 年 02 月 01 日施行；以下简称“《规定》”），对《反垄断法》的相关规定进行了明确、细化等。本文将结合《反垄断法》、《反不正当竞争法》、《价格法》等，对《规定》进行简要分析、介绍。

关于“价格垄断”的概念

《规定》并未直接界定“价格垄断”的概念。根据国家发改委 2003 年 06 月 18 日发布的《制止价格垄断行为暂行规定》（将于 2011 年 02 月 01 日在《规定》正式施行后废止）第 2 条，“价格垄断”是指：经营者通过相互串通或滥用市场支配地位，操纵市场调节价²，扰乱正常的生产经营秩序，损害其他经营者或消费者合法权益，或危害社会公共利益的行为。

《反垄断法》规制的垄断行为主要包括：垄断协议、滥用市场支配地位、经营者集中（此类垄断行为不涉及价格垄断）以及滥用行政权力排除限制

● 「価格独占禁止に関する規定」を簡潔に分析する

価格独占行為の取締りをつかさどる独占禁止法令執行機関¹として、国家発展と改革委員会（以下「国家発展改革委員会」という）は、2010 年 12 月 29 日に「価格独占禁止に関する規定」（2011 年 2 月 1 日施行。以下「規定」という）を公布し、「独占禁止法」の関係規定をより明確化、詳細化している。本文では、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「価格法」等に基づき、「規定」について簡潔に分析し、紹介する。

「価格独占」の概念について

「規定」は「価格独占」の概念を直接には画定していない。国家発展改革委員会が 2003 年 6 月 18 日に公布した「価格独占行為を阻止する暫定規定」（2011 年 2 月 1 日「規定」の正式施行後に廃止となる）第 2 条によると、「価格独占」とは、事業者が相互に結託し又は市場支配的地位を濫用し、市場の調整価格²を操作し、正常な生産経営秩序を乱し、其他事業者又は消費者の適法な權益を損ない、又は社会の公共利益を脅かす行為をいう、とされている。

「独占禁止法」が規制する独占行為には、主に、独占協定、市場支配的地位の濫用、事業者集中（この

¹ 根据《反垄断法》及《国家发展和改革委员会主要职责内设机构和人员编制规定》等的相关规定，国家发改委主要负责价格垄断行为的执法工作。此外，商务部主要负责对经营者集中行为进行反垄断审查；国家工商总局主要负责垄断协议、滥用市场支配地位、滥用行政权力排除限制竞争行为（价格垄断行为除外）的反垄断执法工作。

² 「独占禁止法」及び「国家発展改革委員会主要職責内設機関及び人員編成規定」等の関係規定によると、国家発展改革委員会は、価格独占行為の法令執行業務を主につかさどる。そのほか、商務部が、事業者集中行為に対し、独占禁止審査の実施を主につかさどり、国家工商総局は、独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力を濫用し競争を排除し制限する行為（価格独占行為は除く）についての独占禁止法令執行業務を主につかさどる。

³ 根据《价格法》第 3 条，市场调节价是指由经营者自主制定，通过市场竞争形成的价格，与政府指导价、政府定价相区别。

⁴ 「価格法」第 3 条によると、市場の調整価格とは、事業者が自ら制定し、市場の競争を通じて形成される価格をいい、政府の指導価格、政府の設定価格とは区別される。

竞争。而根据《规定》第 3 条的规定,《规定》所规制的价格垄断行为,主要包括垄断协议、滥用市场支配地位以及滥用行政权力排除限制竞争中在价格方面或与价格相关的垄断行为。

《规定》的主要内容

对于《规定》的主要内容,结合《反垄断法》、《反不正当竞争法》、《价格法》等,我们制表简要分析、介绍如下。

▪ 垄断协议

关于协同行为的认定	
《反垄断法》的相关规定	根据《反垄断法》第 13 条,垄断协议,是指排除、限制竞争的协议、决定或其他协同行为。但是,对协同行为的认定,《反垄断法》并未明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	《规定》第 6 条,认定协同行为时考虑的因素主要包括: 1) 经营者的价格行为具有一致性; 2) 经营者进行过意思联络; 3) 市场结构和市场变化等情况。
律师要提示	- 对于“价格行为的一致性”,《规定》并未明确。 - 但是,根据《规定》的征求意见稿(以下简称“《征求意见稿》”),经营者在同一或相近时间内,以相同或相近的标准和幅度,固定或变更同种商品价格的,可以认定经营者的价格行为具有一致性³。 对于“意思联络”,若有相关证据支持,可能包括书面的或口头的意思联络、以及明示的或默示的意思联络等。
关于横向价格垄断协议	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 13 条规定了横向垄断协议(即,具有竞争关系的经营者之间达成的垄断协议),其中涉及的价格垄断协议主要包括: 1) 固定或变更商品价格; 2) 反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

種の独占行為は価格独占には該当しない)及び行政権力を濫用し競争を排除し、制限することなどが含まれる。一方、「規定」第 3 条によると、「規定」に規制する価格独占行為には、主に、独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力を濫用し競争を排除し、制限する過程での価格方面又は価格に係る独占行為が含まれる。

「規定」の主な内容について

「規定」の主な内容について、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「価格法」等とあわせ、下表に簡潔に分析し、紹介する。

▪ 独占協定

協調行為の認定について	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」第 13 条に基づく、独占協定とは、競争を排除、制限する合意、決定又はその他の協調行為をいう。但し、協調行為の認定については、「独占禁止法」において明確に定めていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 6 条に基づく、協調行為を認定する際に、考慮しなければならない要素は、主に以下の通りである。 1) 事業者の価格行為に一致性があること。 2) 事業者が意思の連絡を行ったことがあること。 3) 市場構造及び市場変化等の状況。
弁護士による簡潔なコメント	「価格行為の一致性」については、「規定」において明確にしていない。但し、「規定」の意見募集案(以下、「意見募集案」という)に基づく、事業者は、同一又は近似する期間内において、同一又は近似の基準又は幅で、同じ種類の商品の価格を維持し又は変更する場合、事業者の価格行為に一致性があると認定されることができる³。 「意思の連絡」については、係る証拠がある場合、書面又は口頭による意思の連絡、及び明示または黙示の意思の連絡等が含まれる可能性がある。
水平的価格独占協定について	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」第 13 条において、水平的独占協定(即ち、競争関係にある事業者の間、独占協定を締結する)を規定しており、その中、係わる価格独占協定は、主に以下の通りである。 1) 商品の価格を維持し又は変更すること。 2) 独占禁止法令執行機関が認定するその他独占協定。

³ 尽管《征求意见稿》的部分内容未被最终正式发布的《规定》所采纳,但这些内容对于日后国家发改委的反垄断执法活动,可能具有较高的参考价值、指导意义。

³ 「意見募集案」の一部の内容は、最終的に正式に発布された「規定」に入れられていないが、これらの内容は、その後の国家発展改革委員会の独占禁止法令執行活動において、高い参考価値と、指導的意味合いを持つと思われる。

《规定》 对《反垄断法》的 明确、细 化	《规定》第 7 条，将横向价格垄断协议进一步细化为： 1) 固定或变更价格水平； 2) 固定或变更价格变动幅度； 3) 固定或变更对价格有影响的手续费、折扣或其他费用； 4) 使用约定的价格作为与第三方交易的基础； 5) 约定采用据以计算价格的标准公式； 6) 约定未经参加协议的其他经营者同意不得变更价格； 7) 通过其他方式变相固定或变更价格； 8) 价格主管部门认定的其他价格垄断协议。
律师简要 提示	实践中，具有竞争关系的经营者之间在签署相关合作协议、组成市场联盟、或从事其他类似活动时，建议充分审视《规定》的相关内容，以避免被反垄断执法机构认定为构成横向价格垄断协议，从而受到查处等。
关于纵向价格垄断协议	
《反垄断法》的相 关规定	《反垄断法》第 14 条规定了纵向垄断协议（即，具经营者与其交易相对人达成的垄断协议），其中涉及的价格垄断协议主要包括： 1) 固定向第三人转售商品的价格； 2) 限定向第三人转售商品的最低价格； 3) 反垄断执法机构认定的其他垄断协议。
《规定》 对《反垄断法》的 明确、细 化	《规定》第 8 条与《反垄断法》第 14 条的规定基本一致，并未对《反垄断法》进一步明确、细化。
律师简要 提示	▪ 对于经营者与其交易相对人固定向第三人转售商品的差价率、利润率、或限定向第三人转售商品的价格的变动幅度等，是否可能被反垄断执法机构认定为构成纵向价格垄断协议，《规定》并没有明确。 ▪ 我们理解，上述行为可能属于“反垄断执法机构认定的其他垄断协议”的规制范围，实践中，可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等。

「規定」に おける「独 占禁止 法」の明 確化、詳 細化	「規定」第 7 条において、水平的価格独占協定を以下の通り更に詳細化する。 1) 価格水準を維持し、又は変更すること 2) 価格変動の幅を維持し又は変更すること。 3) 価格に影響する手数料、割引又はその他費用を維持し又は変更すること。 4) 約定した価格を第三者との取引の基礎として使用すること。 5) 価格を計算するための標準公式の採用を約定すること。 6) 協定に参加していないその他事業者の同意を得ない限り価格を変更してはならないことを約定すること。 7) その他方式を通じて価格を実質的に維持し又は変更すること。 8) 価格主管部門が認定するその他価格独占協定。
弁護士に よる簡潔 なコメント	実務において、競争関係にある事業者の間、係る提携協議を締結し、市場同盟を構成し、又はその他類似する活動を取り扱う際に、独占禁止法の執行機関に水平的価格独占協定を構成していると認定されることによって、取り締まりを受けること等を防止するために、「規定」の係る内容を充分検討しておくのがよい。
垂直的価格独占協定について	
「独占禁 止法」の 係る規定	「独占禁止法」第 14 条において、垂直的独占協定（即ち、事業者とその取引相手が締結する独占協定）を規定しており、その中、係わる価格独占協定は、主に以下の通りである。 1) 第三者への商品の再販価格を維持すること。 2) 第三者への商品の最低再販価格を限定すること。 3) 独占禁止法令執行機関が認定す
「規定」に おける「独 占禁止 法」の明 確化、詳 細化	「規定」第 8 条と「独占禁止法」第 14 条の規定は、基本的に一致しており、「独占禁止法」に対して更に明確化、詳細化していない。
弁護士に よる簡潔 なコメント	▪ 事業者とその取引相手は、第三者への商品の再販の価格差額率、利益率を維持すること、又は第三者への商品の再販価格の変動幅を限定すること等は、独占禁止法令執行機関に垂直的価格独占協定を構成していると認定される可能性があるかどうかについては、「規定」においては明確にされていない。 ▪ 筆者の理解では、上述の行為は「独占禁止法令執行機関が認定するその他独占協定」の規制範囲に該当する可能性があり、実務において、主に独占禁止法令執行機関の自由裁量等に委ねられるものと思われる。

▪ 滥用市场支配地位

关于不公平的高价与不公平的低价的认定	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第（一）项禁止具有市场支配地位的经营者以不公平的高价销售商品或以不公平的低价购买商品；但对不公平的高价与不公平的低价的认定，《反垄断法》并未明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	根据《规定》第 11 条，认定不公平的高价与不公平的低价时考虑的因素主要包括： 1) 销售价格或购买价格是否明显高于或低于其他经营者销售或购买同种商品的价格； 2) 在成本基本稳定的情况下，是否超过正常幅度提高销售价格或降低购买价格； 3) 销售商品的提价幅度是否明显高于成本增长幅度，或购买商品的降价幅度是否明显高于交易相对人成本降低幅度； 4) 需要考虑的其他相关因素。
律师简要提示	《规定》对不公平的高价与不公平的低价的具体认定标准进行了明确、细化，有利于经营者了解法律的禁止行为，使经营者形成明确的法律预期。
关于低价倾销的正当理由	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第（二）项禁止具有市场支配地位的经营者没有正当理由以低于成本的价格销售商品；但对何为正当理由，《反垄断法》并未明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	根据《规定》第 12 条，低价倾销的正当理由主要包括： 1) 降价处理鲜活商品、季节性商品、有效期限即将到期的商品和积压商品； 2) 因清偿债务、转产、歇业降价销售商品； 3) 为推广新产品进行促销； 4) 能够证明行为具有正当性的其他理由。
律师简要提示	▪ 《规定》第 11 条对正当理由的规定采用了与《反不正当竞争法》第 11 条等较为类似的表述。 ▪ 需要提醒的是，对于不具有市场支配地位的经营者以低于成本的价格销售商品的行为，尽管不受《反垄断法》及《规定》等的规

▪ 市场支配地位的滥用

不公平高值及不公平安値の認定について	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第（一）号において、市場支配的地位を有する事業者は、不公平高値により商品販売し又は不公平安値により商品購入することを禁じるが、不公平高値及び不公平安値の認定については、「独占禁止法」において、明確にされていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 11 条に基づく、不公平高値及び不公平安値と認定するには、以下の要素を考慮しなければならない。 1) 販売価格又は購入価格が、明らかにその他事業者による同種商品の販売よりも高く又は購入価格よりも低くないかどうか。 2) 原価が基本的に安定している状況において、正常な幅を超えて販売価格を引き上げ又は購入価格を引き下げているかどうか。 3) 販売商品の値上幅が原価の値上幅よりも明らかに大きくないかどうか、又は購入商品の値下幅が取引相手の原価の値下幅よりも明らかに大きくないかどうか。 4) 考慮すべきその他関係要素。
弁護士による簡潔なコメント	「規定」は、不公平高値及び不公平安値の具体的な認定基準について、明確化、詳細化しており、事業者が法律上の禁止行為を理解し、明確な法的予測を立てることに有利となる。
低価格にて商品を販売する正当な理由について	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第（二）号において、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、原価を下回る価格にて商品を販売することを禁じるが、正当な理由の定義づけについては、「独占禁止法」には、明確にされていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 12 条に基づく、低価格にて商品を販売する正当な理由には、主に以下の内容が含まれる。 1) 生鮮商品、季節性商品、有効期限がまもなく到来する商品及び在庫商品を値下げ処理すること。 2) 債務弁済、生産品目の変更、事業休止により値下げして商品を販売すること。 3) 新製品の普及のため販売促進すること。 4) その行為に正当性があることを証明できるその他理由。
弁護士による簡潔なコメント	▪ 「規定」の第 11 条において、正当な理由に関する規定は、「不正競争防止法」第 11 条等と類似する表現を採用している。 ▪ 注意すべきこととしては、市場支配的地位を有していない事業者が、原価を下回る価格にて商品を販売する行為は、

	制，但仍可能受到《反不正当竞争法》等的规制。
关于拒绝交易的正当理由	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第（三）项禁止具有市场支配地位的经营者没有 正当理由 拒绝与交易相对人进行交易；但对何为正当理由等，《反垄断法》并未明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	《规定》第 13 条对拒绝交易在价格垄断方面表现形式进行了规定：即，不得通过设定过高的销售价格或过低的购买价格，变相拒绝与交易相对人进行交易。 - 此外，根据该条规定，拒绝交易（价格垄断方面）的正当理由主要包括： 1) 交易相对人有严重的不良信用记录，或出现经营状况持续恶化等情况，可能会给交易安全造成较大风险； 2) 交易相对人能够以合理的价格向其他经营者购买同种商品、替代商品，或能够以合理的价格向其他经营者出售商品； 3) 能够证明行为具有正当性的其他理由。
律师简要提示	《规定》对拒绝交易在价格垄断方面表现形式、及拒绝交易（价格垄断方面）的正当理由进行了明确、细化，有利于经营者了解法律的禁止行为，使经营者形成明确的法律预期。 《规定》没有对过高的销售价格及过低的购买价格的判断标准进行明确，实践中，可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等。
关于限定交易对象的正当理由	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第（四）项禁止具有市场支配地位的经营者没有 正当理由 限定交易相对人只能与其进行交易或只能与其指定的经营者进行交易；但对何为正当理由等，《反垄断法》并未明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	《规定》第 14 条对限定交易对象在价格垄断方面表现形式进行了规定：即，不得通过价格折扣等手段限定交易相对人只能与其进行交易或只能与其指定的经营者进行交易。

	「独占禁止法」及び「規定」等の規制を受けないが、「不正競争防止法」等により規制される可能性がある。
取引を拒む正当な理由について	
「独占禁止法」の係規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第（三）号において、市場支配的地位を有する事業者が、 正当な理由 なく、取引の相手方との取引を拒むことを禁じるが、正当な理由の定義づけについては、「独占禁止法」には、明確にされていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 13 条において、取引を拒否することの、価格独占における表現形式について規定を行っている。即ち、高すぎる販売価格又は低すぎる購入価格を設定することにより、取引相手との取引を実質的に拒否してはならない - また、当該規定に基づく、取引を拒否する（価格独占の面において）正当な理由には、主に以下の内容が含まれる。 1) 取引相手に深刻な信用不良記録があり、又は経営状況が継続して悪化する等の状況が生じ、取引の安全に高いリスクをもたらすおそれがあること。 2) 取引相手が合理的な価格によりその他事業者から同品目の商品を購入し、商品を代替することができ、又は合理的な価格によりその他事業者の商品を販売できること。 3) その行為に正当性があることを証明できるその他理由。
弁護士による簡潔なコメント	「規定」は、取引を拒否することの、価格独占における表現形式、及び取引を拒否する（価格独占の面において）正当な理由について、明確化、詳細化を行っており、事業者が法律上の禁止行為を理解し、明確な法的予測を形成するうえで有益である。 「規定」は、高すぎる価格にて商品販売し又は低すぎる価格にて商品を購入することの判断基準について、明確にしていない。実務においては、主に独占禁止法令執行機関の自由裁量等に委ねられるものと思われる。
取引相手を限定する正当な理由について	
「独占禁止法」の係規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第（四）号には、市場支配的地位を有する事業者が、 正当な理由 なく、取引の相手方に自己、又は自己が指定する事業者とのみ取引を行うよう制限することを禁じるが、正当な理由の定義づけについては、「独占禁止法」には、明確にされていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 14 条においては、取引相手の限定の、価格独占における表現形式について規定を行っている。即ち、価格割引等の手段を通じて取引相手が自己としか取引できず又は自己の指定する事業者としか取引できないよう限定し

	- 此外，根据该条规定，限定交易对象（价格垄断方面）的正当理由主要包括： 1) 为了保证产品质量和安全； 2) 为了维护品牌形象或提高服务水平； 3) 能够显著降低成本、提高效率，并且能够使消费者分享由此产生的利益； 4) 能够证明行为具有正当性的其他理由。
律师简要提示	- 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，通过价格折扣等手段限定交易相对人不得与其竞争对手进行交易等的行为，是否属于《规定》第 14 条等禁止的行为，《规定》没有予以明确，实践中，可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等。 - 我们倾向于认为，上述行为被反垄断执法机构认定为违法行为的可能性较大。
关于附加不合理条件	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第（五）项禁止具有市场支配地位的经营者没有正当理由搭售商品或在交易时 附加其他不合理的交易条件 。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	《规定》第 15 条对附加不合理条件在价格垄断方面表现形式进行了规定：即，不得在交易时在价格之外附加不合理的费用。
律师简要提示	需要提醒的是，对于不具有市场支配地位的经营者在交易时在价格之外附加不合理的费用的行为，尽管不受《反垄断法》及《规定》等的规制，但仍可能受到《反不正当竞争法》等的规制。
关于市场支配地位的定义	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》没有对市场支配地位的定义进行明确。
《规定》对《反垄断法》的明确、细化	《规定》第 17 条将市场支配地位的定义明确为：指经营者在相关市场内具有能够控制商品价格、数量或其他交易条件，或能够阻碍、影响其他经营者进入相关市场能力的市场地位。

	てはならない。 - また、当該規定に基づくと、取引相手を限定する（価格独占の面において）正当な理由には、主に以下の内容が含まれる。 1) 製品の品質及び安全を保証するためであること。 2) ブランドイメージを守り又はサービス水準を向上させるためであること。 3) 原価を著しく引下げ、効率を上げることができ、且つ消費者がこれにより生じる利益を分かち合うことができること。 4) その行為に正当性があることを証明できるその他理由。
弁護士による簡潔なコメント	- 市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、価格割引等の手段を通じて取引相手が自己の競業先と取引してはならない等と限定する行為は、「規定」第 14 条等が禁じる行為に該当するかどうかについては、「規定」には、明確にされていない。実務においては、主に独占禁止法令執行機関の自由裁量等に委ねられるものと思われる。 - 筆者の理解では、上述の行為は、独占禁止法令執行機関によって、違法行為と認定される可能性がやや高いと思われる。
不合理な条件の附加について	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第（五）号において、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、商品の抱き合わせ販売を行ったり、又は取引の際に その他不合理な取引条件を附加したりすること を禁じる。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 15 条において、不合理な条件の附加の、価格独占における表現形式について規定を行っている。即ち、取引時に価格のほかに不合理な費用を追加してはならない。
弁護士による簡潔なコメント	注意すべきこととしては、市場支配的地位を有していない事業者が、価格のほかに不合理な費用を追加する行為については、「独占禁止法」及び「規定」等の規制を受けないが、「不正競争防止法」等により規制される可能性がある。
市場支配的地位の定義づけについて	
「独占禁止法」の係る規定	「独占禁止法」においては、市場支配的地位の定義づけについては、明確にしていない。
「規定」における「独占禁止法」の明確化、詳細化	「規定」第 17 条においては、市場支配的地位の定義づけについて、以下の通り明確にした。「市場支配的地位とは、事業者が関係市場において商品価格、数量又はその他取引条件を統制することができ、又はその他事業者が関係市場に参入することを阻止し、影響を与えることのできる市場地位をいう。」

律師簡要提示	市場支配地位の定義，反映了市場支配地位的本質，實踐中，有助於對濫用市場支配地位行為的判斷、認定等。
--------	---

弁護士による簡潔なコメント	市場支配的地位の定義づけは、市場支配的地位の本質を反映している。実務において、市場支配的地位の濫用行為に対する判断、認定等に便宜を与える。
---------------	---

综上所述，并结合《反垄断法》、《反不正当竞争法》、《价格法》等，我们进一步提示如下：

- 鉴于《规定》对滥用行政权力排除限制竞争中的价格垄断行为的规定，与《反垄断法》相比并未进行深入的明确、细化等，因此，我们此次对该问题未展开分析、探讨。
- 我们注意到，《征求意见稿》拟将招投标及拍卖活动中达成价格垄断协议的行为纳入其规制范围，但未被最终正式发布的《规定》所采纳。我们理解，由于《招标投标法》、《拍卖法》、《价格法》、《反不正当竞争法》等对招投标、拍卖活动进行了专门规制，因此，实践中，对于招投标、拍卖活动中的价格违法行为（例如，投标者串通投标以抬高标价或压低标价等），理论上，由《招标投标法》等直接进行规制可能更为合适。
- 尽管《制止价格垄断行为暂行规定》将被即将实施的《规定》所废止，但是，《价格法》、《价格违法行为行政处罚规定》等规制价格违法行为的法律仍为现行有效法律，因此，对于除价格垄断以外的其他价格违法行为（包括捏造、散布涨价信息，扰乱市场价格秩序等），仍受到《价格法》等的规制。

结束语

《规定》的出台，一方面，有利于反垄断执法机构对价格垄断行为准确分析定性、依法实施监管，以优化市场竞争环境等；另一方面，有利于经营者（包括外商投资企业）了解合法与违法的界限、及开展价格竞争应遵守的行为准则，使经营者（包括外商投资企业）形成明确的法律预期等。

此外，关于反垄断执法机构的具体执法程序（举报受理、调查措施、依法处理、中止调查、责任豁免以及反垄断执法部门的责任等），建议关注与《规定》同时发布、施行的《反价格垄断行政执法程序规定》。

值得注意的是，国家工商总局于 2010 年 12 月 31 日也同步发布了《工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定》、《工商行政管理机关禁止滥用市场支配地位行为的规定》、《工商行政管理机关制止滥用行政权力排除、限制竞争行为的规定》，这三个法规将于 2011 年 02 月 01 日施行，也建议予以关注。

以上から、且つ「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「価格法」等とあわせると筆者の認識では以下のとおりである。

- 「規定」中の行政権力を濫用し競争を排除し、制限する過程での価格独占行為に対する規定は、「独占禁止法」と比較すると、更なる明確化、詳細化はされていないため、その点についての分析、検討は省略した。
- 「意見募集案」では、入札及び競売において価格独占協定を締結する行為は、その規制範囲に組み入れられていたが、最終的に正式に公布された「規定」では組み入れられていない。筆者の理解では、「入札法」、「競売法」、「価格法」、「不正競争防止法」等が、入札、競売について個別に規制していることから、実践においては、入札、競売における価格違法行為（たとえば、入札者が結託して入札し、目標額を吊り上げ又は目標額を抑える等）については、理論上、「入札法」等が直接に規制を行うのがより適切であると思われる。
- 「価格独占行為を阻止する暫定規定」は、まもなく施行される「規定」によって廃止されるが、「価格法」、「価格違法行為行政处罚規定」等の価格違法行為を規制する法律は、依然として現行の有効な法律であることから、価格独占以外のその他の価格違法行為（値上げ情報の捏造、流布、市場価格秩序の攪乱等を含む）については、依然、「価格法」等の規制を受けることになる。

おわりに

「規定」の公布は、独占禁止法令執行機関が価格独占行為についてその特性を正確に分析し、法に依拠して監督管理を実施し、市場の競争環境などを最適化するうえで有益である一方で、事業者（外商投资企业を含む）が適法と違法の境界、及び価格競争を実施するにあたり遵守すべき行為準則を認識し、事業者（外商投资企业を含む）が明確な法的予測を形成するうえで有益でもある。

また、独占禁止法令執行機関の具体的な法令執行手順（通報の受理、調査措置、法に依拠した処理、調査の中止、責任の免除及び独占禁止法令執行部門の責任等）については、「規定」と同時に発布され、施行される「価格独占禁止行政法令執行手順規定」に注目するのがよい。

なお、注目すべきこととして、国家工商総局は 2010 年 12 月 31 日に「工商行政管理機関による独占協定行為禁止についての規定」、「工商行政管理機関による市場支配的地位濫用行為を禁止する規定」、「工商行政管理機関による行政権力を濫用し、競争を排除し、制限する行為を阻止することの規定」が同時に公

布されており、この3つの法規も2011年2月1日に施行されるため、関心を払いたい。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

《反价格垄断规定》

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777969.htm

《反价格垄断规定》（征求意见稿）

http://www.ndrc.gov.cn/fjbak/t20090812_296055.htm

《反价格垄断行政执法程序规定》

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777998.htm

（里兆律师事务所 2011 年 01 月 07 日整理编写）

備考：

関係法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

「独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

「価格独占禁止に関する規定」

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777969.htm

「価格独占禁止に関する規定」（意見募集案）

http://www.ndrc.gov.cn/fjbak/t20090812_296055.htm

「価格独占禁止行政法令執行手順規定」

http://www.gov.cn/flfg/2011-01/04/content_1777998.htm

（里兆法律事務所が 2011 年 1 月 7 日付けで作成）